

## 社会福祉法人敬愛会役員及び評議員の費用弁償及び報酬に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人敬愛会（以下、「法人」という。）の役員及び評議員に対する費用弁償及び報酬に関する事項を定めることを目的とする。

### (費用弁償)

第2条 法人の理事及び監事等（以下、「役員等」という。）が、法人の職務のために出張したときは、費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の旅費の支給方法は、法人旅費規程に準ずる。

### (報酬)

第3条 理事長の報酬は、職員の給与支給日と同日に月額30万円を支給する。

2 役員等が理事長の招集に応じ理事会に出席したときは、その出席日数1日につき、10,000円を支給する。

3 監事が監査のため出席したときは、その出席日数1日につき、10,000円を支給する。

### (評議員の報酬等)

第4条 評議員が理事長の招集に応じ評議員会に出席したときは、その出席日数1日につき、3,180円を支給する。

### 附 則

この規程は、平成16年3月26日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

### 附 則

この規程は、平成18年5月26日から施行し、平成18年4月25日から適用する。

### 附 則

この規程は、平成21年6月1日に改正し、同日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成22年3月31日に改正し、同日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成25年3月30日に改正し、平成25年4月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成29年6月20日に改正し、同日から施行する。